

九頭竜川流域委員会における論点整理（発言の主意とりまとめ表）（太枠は第8回委員会での発言）

分野	内容区分	NO.	課題	提案	関連する意見等
治水	河川整備に関する事	治-1	・降雨の地域分布は洪水ごとに異なる特性を持っている。(420)	・流域の降雨特性を踏まえた整備を考えるべき。(420)	
		治-2	・現在大きなダムが無い日野川、足羽川流域に局地的に雨が降った場合の治水をどうするかが問題。(422)	・	
		治-3	・	・H14.7洪水のような大雨時にはダムの効果は大きく、有効な治水対策である(435)	治-3,21
		治-4	・	・足羽川のダムについては、費用対効果、持続性、自然環境保護の観点からダムの必要性について十分な検討をすべき。(438)	
		治-5	・過去、水防等で左右岸の対立関係があった。(516)	・左右岸の堤防の安全度のバランスを考慮した整備をすべき。(516)	治-5,6,24,26
		治-6	・治水面では、狭窄部、堰など歴史や営みを踏まえたものが多くでている。(517)	・上下流・左右岸の関係等を考慮した整備目標や整備メニュー案を検討すべき。(517)	治-5,6,24,26
		治-7	・福井は10分降雨が大きく、10分降雨との被害の関係を調査することが必要。(603)	・	
		治-8	・福井市内の小河川の治水には、下水道整備計画の情報が必要。(604)	・	
		治-9	・既往最大、1.2倍、1.5倍の現実性、妥当性の整理が必要。(504)	・	
		治-10	・目標流量として、既往最大を上回るものを対象にするか、しないかが大きな課題。(505)	・	
		治-11	・整備目標の設定にあたり全国の事例の提示が必要。(506)	・	
		治-12	・洪水対策の整備目標には、過去の被害状況や経済的損失状況の情報が必要。(605)	・	
		治-13	・	・治水対策の目標設定では、時間・費用面から住民の自衛に委ねることも選択肢としてある。住民が許容できる治水安全度の判断基準もあるべき。(608)	治-13,14,16,17,31
		治-14	・	・将来における人口、土地利用等社会環境の変化を踏まえた整備目標を設定すべき。(609)	治-13,14,16,17,31
		治-15	・	・中小河川の整備目標を現実的レベルに引き下げる可能性を検討すべき。(611)	治-15,19,25
		治-16	・	・損害の程度に見合う投資を考えた整備を行うという考え方もあるべき。(612)	治-13,14,16,17,31
		治-17	・治水の整備目標レベルは、選択の難しい問題。(614)	・治水の整備目標レベルは、過去の被害、コスト、要する時間等、住民の意向を踏まえた検討をすべき。また、地域と連携した総合的な治水対策の整備メニューも考えるべき。(614)	治-13,14,16,17,31
		治-18	・安全度のレベル設定にはいろいろな形があり得る(613)	・環境面などから治水安全度のレベルを下げる区域がでてくることもある。(613)	
		治-19	・過去の氾濫や被害の実績を地域がどう受け止められるかが問題。(615)	・地先の安全度、被害レベルの軽減を考える上で、住民参加など整備目標の検討手法を示すべき。(615)	治-15,19,25
	治-20	・九頭竜川、日野川、足羽川の3河川の合流点は治水上のネックとなっている。(419)	・		
	治-21	・九頭竜ダムの治水面の効果は大きいと考えられ、ダムの効果の検証が必要。(421)	・	治-3,21	
	治-22	・現在大きなダムが無い日野川、足羽川流域に局地的に雨が降った場合の治水をどうするかが問題。(422)	・		
	治-23	・降雨の地域差が大きいことから、ダム位置が変われば治水機能が同じとは限らない。(426)	・		
	治-24	・堤防の高さが不足している箇所が多い。(502)	・流下能力不足の解消には堤防整備が重要。(502)	治-5,6,24,26	
	治-25	・景勝地や環境の面から引き堤できない箇所がある。(515)	・景観保全や環境保全を踏まえた治水対策とすべき。(515)	治-15,19,25	
	治-26	・治水面では、狭窄部、堰など歴史や営みを踏まえたものが多くでている。(517)	・上下流・左右岸の関係等を考慮した整備目標や整備メニュー案を検討すべき。(517)	治-5,6,24,26	
	治-27	・堤防の質に対する説明をさらに充実することが必要。(519)	・堤防の質の強化を整備メニューとして考えていくべき。(519)		
	治-28	・福井市の治水対策としては、足羽川の治水と底喰川の治水の二点が重要。(602)	・		
	治-29	・九頭竜川の2つのダムの効果は大きいと考えられ、将来の議論にはダムの効果の検証データが必要。(607)	・		
	治-30	・ダムにより洪水を完全に防ぐのは20世紀の発想。(719)	・治水、利水面に環境面を含めて、両者を調整した治水方式を考えるべき。(719)	治-30,33,35,環利-38	
	治-31	・	・今までの河川事業費から今後投資できる事業費を踏まえた現実的な整備メニューを議論すべき。(610)	治-13,14,16,17,31	
	治-32	・今後、河道内の樹林化の問題に対しては、疎通能力もひとつの指標となる。(513、702)	・		
	治-33	・樹林化は、横断工作物による土砂の流れの分断、その結果としての河床低下が関係している。日常的な流量の減少だけでなく、洪水による河川の攪乱がなくなったことも要因と考えられる。(804)	・今後の河道計画に当たっては、河道がもとももっていたような水量を流し、インパクトを与える。土砂の連続性を考え、川の本流となるところには水が常時流れ、かつ土砂も流れる形をできるだけ確保することが重要。 ・いろいろな目的を達成するために、複数の場所で目的を分散させるという考え方が重要。たとえばダムならば、複数の場所で治水や利水を目的とするダム群としてその機能を果たすことを場合によっては考えていく。(804)	環利-39	
	治-34	・河道掘削は地下水への影響がある。(736)	・地下水保全の観点から遊水地案の検討もすべき。(736)	治-30,33,35,環利-38,39	
	治-35	・物質循環を踏まえた持続可能なダム開発が必要。(427)	・		
	治-36	・ダムの小型化(ダム群・遊水地)による複合的利用の検討が必要。(720)	・	治-30,33,35,環利-38,39	
	治-37	・基本計画の段階から住民意見を反映させることが必要。(459)	・地域の実態を十分に把握した上で工事を行うべき。(459)		
	治-38	・河道内の大木は子供たちの健全な河川のイメージの障害となる。(704)	・		
	治-39	・山村集落の荒廃の問題がある。(411)	・治水対策は河川管理だけでなく、流域内の森林保全・山村の振興まで拡大・増強すべき。(411)	治-38,39,40,41,42,43,環利-23	
	治-40	・治水の問題は国交省だけでなく、幅広い取り組みが必要。(433)	・森林ダム構想などの省庁の枠を超えた総合的な治水対策に取り組むべき。(433)	治-38,39,40,41,42,43,環利-23	
	治-41	・森林(山村)保全が困難な状況があり、大災害を起こす恐れがある。(444)	・	治-38,39,40,41,42,43,環利-23	
	治-42	・石徹白川ではたびたび浸水しており、ダム以外にも山の保水力が必要。(448)	・落葉樹の育成や植林などの補助制度も考えるべき。(448)	治-38,39,40,41,42,43,環利-23	
	治-43	・九頭竜川上流の天然林が減少している。(501)	・水害を防止するため、上流域における森林整備に取り組むべき。(501)	治-38,39,40,41,42,43,環利-23	
	治-44	・石徹白川は土地利用から集中豪雨が来たらそのまま川に流出するところである。(509)	・石徹白川流域では治山も考えるべき。(509)	治-38,39,40,41,42,43,環利-23	
	治-45	・福井市内では過去に、地下水の汲み上げによる地盤沈下の問題があった。(413)	・治水に関して地盤沈下の問題も注意すべき。(413)		
	治-46	・標高差が少ない地理的条件により、九頭竜川下流域の排水不良の問題がある(414)	・		
	治-47	・治水は上流だけでなく、下流福井市のしっかりした都市計画が必要。(432)	・		
	治-48	・底喰川は、川幅が狭く、土地が低く、浸水しやすい条件下にある。(202、601)	・住民の自衛や建築指導等の施策による治水対策を講じるべき(202、601)		
	治-49	・	・過去の洪水時の浸水深を公共建築物に明示するなど、洪水に備えるための広報を行うべき。(816)		
	治-50	・洪水被害の軽減に向けた地域レベルでの取り組みに対し、行政からの補助金・優遇措置等の可能性について考慮する必要がある。(820)	・		
治-50	洪水被害の軽減に関する事				
治-50	流域に関する事				
治-50	その他				

九頭竜川流域委員会における論点整理（発言の主意とりまとめ表）（太枠は第8回委員会での発言）

分野	内容区分	NO.	課題	提案	関連する意見等
環境・利水	利水に関する事	環利-1	・湧水時における環の管理運営・決定権を明確にした上で、福井市内の安定した水量確保が必要。(732)	・異常湧水時も含め、農業用取水との調整を行うべき。(732)	
		環利-1	・勝山市域内の流量減少区間については市議会でも問題となっており、水量の見直しが必要。(449)	・ -	環利-2,3,4,5,7,8,9,10,11,12,19,21,22,29
		環利-3	・水量の問題は、エネルギー問題として捉えると同時に湧水保全といった地域レベルでの水循環の検証が必要。(458)	・ -	環利-2,3,4,5,7,8,9,10,11,12,19,21,22,29
		環利-4	・大野市民と自治体から水量の見直し検討を要望。(707)	・真名川の川幅から見て、現在の維持流量では不足であり、見直すべき。(707)	環利-2,3,4,5,7,8,9,10,11,12,19,21,22,29
		環利-5	・水利権の見直しについてはこの流域委員会でどこまで踏み込むのか議論が必要。(709)	・ -	環利-2,3,4,5,7,8,9,10,11,12,19,21,22,29
		環利-6	・風物詩となっているアユ釣りの風景をとり戻すための水量確保が必要。(703)	・中流部においても発電ガイドラインに基づいて改善すべき。(703)	
		環利-7	・夏季の水量が少なく、発電事情も大きく変化しているため、水利権の見直しが必要。(404)	・水利権の見直しにより、川の恵みを人間育成に返すべき。(404)	環利-2,3,4,5,7,8,9,10,11,12,19,21,22,29
		環利-8	・電力用水や農業用水等の総合的な視野からの水利権の見直しを当該流域委員会に要望。(710)	・ -	環利-2,3,4,5,7,8,9,10,11,12,19,21,22,29
		環利-9	・水が豊富にあり、山があるといった我が国の地理的条件を活かしたエネルギー開発の適切な理解も必要。(423,424)	・ -	環利-2,3,4,5,7,8,9,10,11,12,19,21,22,29
		環利-10	・北陸電力は水力発電の比率が高いため電気料金は安く、このことを含めた水力発電の適切な理解も必要。(452)	・ -	環利-2,3,4,5,7,8,9,10,11,12,19,21,22,29
		環利-11	・水力発電は、水利使用料を支払っており、適切な理解も必要。(453)	・ -	環利-2,3,4,5,7,8,9,10,11,12,19,21,22,29
		環利-12	・水力発電については、国のエネルギー対策の観点から調整が必要。(708)	・ -	環利-2,3,4,5,7,8,9,10,11,12,19,21,22,29
		環利-13	・水力発電に対する経済面や将来需要を含めた検討が必要。流域委員会を通じて発電に対するコスト、需要等に関するデータ提供を要望。(409)	・ -	
		環利-14	・足羽川ダム水利容量については、見直しが必要。(302)	・ -	
		環利-15	・農林水産業のあり方や水の配分については、民間の新しい発想にもとづく委員会からの提言づくりが必要。(735)	・ -	
		環利-16	・農林漁業のあり方や利水について新しい発想を組み入れた検討が必要。(741)	・ -	
		環利-17	・降雨(雪)など気候変動も視野に入れた検討が必要。(743)	・ -	
	環利-18	・勝山市域内の流量減少区間について河川環境が著しく悪化しており、かつての清流の回復が必要。(402)	・清流ではなくみ育つこれまでの歴史を子供たちに伝えるためにも、水利権の見直しをおこなうべき。(402)		
	環利-19	・下荒井堰直下流の維持流量が5m3/sでは少なく、水量の確保が必要。(706)	・九頭竜川と真名川における樹林化した区域は、水量減少が原因と考えられるため、水量の見直しを行うべき。(706)	環利-2,3,4,5,7,8,9,10,11,12,19,21,22,29	
	環利-20	・(総体として水が少ないという意見を受けて)(734)	・環境、漁業、水質、景観などの総合的な観点から「九頭竜川らしさ」を踏まえて水量を見直すべき(734)	環利-20,28	
	環利-21	・流量減少区間の改善は、上流住民の悲願であり課題。(203)	・ -	環利-2,3,4,5,7,8,9,10,11,12,19,21,22,29	
	環利-22	・水量の問題は、エネルギー問題として捉えると同時に湧水保全といった地域レベルでの水循環の検証が必要。(458)	・ -	環利-2,3,4,5,7,8,9,10,11,12,19,21,22,29	
	環利-23	・濁水長期化は石徹白川の森林伐採に原因があると想定されるため、現状を把握した上で検討が必要策)に取り組むべき。(455)	・濁水長期化の防止には、県をまたいで森林保全対策(政策)に取り組むべき。(455)	治-39,39,40,41,42,43,環利-23	
	環利-24	・濁水長期化(アユ漁への影響等)の防止対策が必要。(436)	・ -	環利-24,25,26	
	環利-25	・濁水長期化による付着藻類やアユ等の生育不良の問題解決。(437)	・ -	環利-24,25,26	
	環利-26	・足羽川ダムにおける濁水長期化の対策が必要。(454)	・ -	環利-24,25,26	
	環利-27	・ダム建設・堰堤整備では、工法の選定に課題。(401)	・工事における立木の伐採・発生土砂による魚類や鳥類の生息環境への影響に配慮すべき。(401)		
	環利-28	・横断工作物による魚類の遡上阻害に対する改善検討が必要。夏季の盛漁期における濁水対策が必要。水質保全対策の検討が必要。(723)	・漁業、治水、農業関係者による協議により妥協点を見出し、共存を図るべき。(726)	環利-20,28	
	環利-29	・電源関係の交付金の地域分担割合についての検討が必要。(456)	・電源関係の交付金を河川環境保全(地下水涵養、流量減少区間改善等)に使うべき。(456)	環利-2,3,4,5,7,8,9,10,11,12,19,21,22,29	
	環利-30	・(放水量が少ないと濁水して環境が悪化する、アユがすめなくなるというという議論に対して)(718)	・ダムによる生態系への影響を踏まえて改善すべき。(718)		
	環利-31	・川づくりには住民の川とかかわり意識を高めることが重要。(729)	・環境保全のためには、一般市民にわかりやすく理解しやすい目標を設定すべき。(729)		
	環利-32	・川が直面している問題に対して、改善に向けて知恵を出していくことが必要。(730)	・伏没水(伏流水)の実態を把握した上で生物生息・生育環境を創出するべき。源流から海まで連続した考えで取り組むべき。(730)		
	環利-33	・ダムの弾力的運用の効果等の研究推進は必要。(425)	・ -		
	環利-34	・景勝地や環境の面から引き堤できない箇所がある。(515)	・景観保全や環境保全を踏まえた治水対策とすべき。(515)		
	環利-35	・保全を図る浅瀬やワンド等の保全対象を明確にする必要。(731)	・ -		
	環利-36	・魚類が遡上できていない。(801)	・魚類が遡上できる川を目指すべき。(801)		
	環利-37	・各分野で行われる事業が河川環境に与える総合的・複合的な影響を評価するために、事後評価、モニタリング等が重要である。(806)	・ -		
	環利-38	・サケの遡上は河川環境の指標ともなるのでサケの放流事業を継続してほしい。(810)	・ -		
	環利-39	・樹林化は、横断工作物による土砂の流れの分断、その結果としての河床低下が関係している。日常的な流量の減少だけでなく、洪水による河川の攪乱がなくなったことも要因と考えられる。(804)	・今後の河道計画に当たっては、河道がもともともっていたような水量を流し、インパクトを与える。土砂の連続性を考え、川の本流となるところには水が常時流れ、かつ土砂も流れる形をできるだけ確保することが重要。 ・いろいろな目的を達成するために、複数の場所で目的を分散させるという考え方が重要。たとえばダムならば、複数の場所で治水や利水を目的とするダム群としてその機能を果たすことを場合によっては考えていく。(804)	治-33	
	環利-40	・農業の方法(農業による水質汚染)や水循環といった観点からの検討を流域委員会に要望。(744)	・ -	環利-36,52	
	環利-41	・護岸の形態、瀬や淵の状況等のきめ細かな川の状況がわかる情報の提供が必要。(723)	・ -		
	環利-42	・遊水地と河道掘削とでは、後者のほうが環境への影響が大きい。(739)	・地域活性化や生態系保全を含めて整備メニューを検討すべき。(739)	治-30,33,35,環利-38,39	
	環利-43	・ダムにより洪水を完全に防ぐのは20世紀の発想。(719)	・治水、利水面に環境面を含めて、両者を調整した治水方式を考えるべき。(719)	治-30,33,35,環利-38,39	
	環利-44	・九頭竜川の清流で人々がはぐくみ育ってきたこれまでの歴史を次世代に継承することが必要。(403)	・自然と共に生き、危険にも対処して共生できるような人間を育成するためには、清流を回復させるべき。(403)		
	環利-45	・子供たちが川とかかわる機会の減少。(406)	・ -	環利-41,43,44,45	
	環利-46	・川に棲む生物や水とのふれあいから、川の大切さを理解をさせることが重要。(407)	・子供たちが川とふれあえる場を確保していくべき。(407)		
	環利-47	・河川への関心を育てる方策が必要。(451)	・ -	環利-41,43,44,45	
	環利-48	・子どもが岸辺において川の水に手を触れ、遊べない。(721)	・ -	環利-41,43,44,45	
	環利-49	・河川に関する学習に対し福井県の学校は関心が薄い。(727)	・ -	環利-41,43,44,45	
	環利-50	・都市とは違う九頭竜川の特性を生かした親水施設の検討が必要。(441)	・河川本来の水の流れを学習できる場を整備していくべき。(441)		
	環利-51	・今後、整備された親水施設の管理方法についての取り組みが必要。(440)	・住民との連携による持続可能(後世への継承)な親水施設とするべき。(440)		
	環利-52	・川を楽しむ、親しむ視点から、危険性も踏まえた検討が必要。(716)	・ -		
	環利-53	・九頭竜川の支流では、市民が川を少しでも美しくしようと活動に取り組んでおり、こうした動きを育てる必要がある。(451)	・ -		
	環利-54	・ -	・学校等にピオトープをつくるよりも、実際の河川を学習や遊びに利用する工夫をすべきである。(809)		
	環利-55	・ -	・サケなど遡河魚は捕獲が禁じられているが、禁止する意味は薄く、むしろ環境学習などに有効に活用すべきである。(811)		
親水・利用に関する事	川と人のふれあいの場の創出に関する事	環利-44	・九頭竜川の清流で人々がはぐくみ育ってきたこれまでの歴史を次世代に継承することが必要。(403)	・自然と共に生き、危険にも対処して共生できるような人間を育成するためには、清流を回復させるべき。(403)	
		環利-45	・子供たちが川とかかわる機会の減少。(406)	・ -	環利-41,43,44,45
		環利-46	・川に棲む生物や水とのふれあいから、川の大切さを理解をさせることが重要。(407)	・子供たちが川とふれあえる場を確保していくべき。(407)	
		環利-47	・河川への関心を育てる方策が必要。(451)	・ -	環利-41,43,44,45
		環利-48	・子どもが岸辺において川の水に手を触れ、遊べない。(721)	・ -	環利-41,43,44,45
		環利-49	・河川に関する学習に対し福井県の学校は関心が薄い。(727)	・ -	環利-41,43,44,45
		環利-50	・都市とは違う九頭竜川の特性を生かした親水施設の検討が必要。(441)	・河川本来の水の流れを学習できる場を整備していくべき。(441)	
		環利-51	・今後、整備された親水施設の管理方法についての取り組みが必要。(440)	・住民との連携による持続可能(後世への継承)な親水施設とするべき。(440)	
		環利-52	・川を楽しむ、親しむ視点から、危険性も踏まえた検討が必要。(716)	・ -	
		環利-53	・九頭竜川の支流では、市民が川を少しでも美しくしようと活動に取り組んでおり、こうした動きを育てる必要がある。(451)	・ -	
		環利-54	・ -	・学校等にピオトープをつくるよりも、実際の河川を学習や遊びに利用する工夫をすべきである。(809)	
		環利-55	・ -	・サケなど遡河魚は捕獲が禁じられているが、禁止する意味は薄く、むしろ環境学習などに有効に活用すべきである。(811)	

九頭竜川流域委員会における論点整理（発言の主意とりまとめ表）（太枠は第8回委員会での発言）

分野	内容区分	NO.	課題	提案	関連する意見等
環境・利水	親水・利用に関する その他	環利-56	・一つ一つの問題に丁寧に対処していくことが水問題を考える上で必要。(712)	・プレジャーボートの不法係留については、地方自治体等が建設的に対応すべき。(712)	
		環利-57	・プレジャーボートによる水質汚染の現状を把握した上で対策が必要。(713)	・ -	
		環利-58	・農政（農業肥料の問題等）も含めて水辺の楽校の整備検討が必要。(457)	・ -	環利-36,52
		環利-59	・ゴミ問題も含めた環境全体のことの検討を流域委員会に要望。(450)	・ -	
		環利-60	・堤防の天端が荒れていて漁協の漁業監視等に支障があるので、対応してほしい。(808)	・ -	
		地域との連携	地域活性化に 関すること	地-1	・水没することになる地域の社会構造を維持できるダム建設が必要。(408)
地-2	・池田町のダムサイト周辺の山村の振興が必要。(410)			・ -	
地-3	・九頭竜川上流域、足羽川流域の天然林の減少について検討が必要。(412)			・ -	
地-4	・農林水産業のあり方や水の配分については、民間の新しい発想にもとづく委員会からの提言づくりが必要。(735)			・ -	
地-5	・農林漁業のあり方や利水について新しい発想を組み入れた検討が必要。(741)			・ -	
地-6	・費用対効果のみによる公共事業の実施については見直しが必要。(447)			・我々が知恵を出し、財政が厳しくなっているなかでいろんな問題を相上に乗せながら、優先順位をつけてやり、その地域に住む住民が選択していくべき。(447)	
地-7	・遊水地と河道掘削とでは、後者のほうが環境への影響が大きい。(739)			・地域活性化や生態系保全を含めて整備メニューを検討すべき。(739)	
地-8	・ダムの小型化（ダム群・遊水地）による複合的利用の検討が必要。(720)			・ -	
地域住民対応に 関すること	地-9		・ダム問題の早期決着が必要。(205,417,439,443,445)	・ -	
	地-10		・ダム問題交渉に係わる適切な地元対応が必要。(418)	・ -	地-10,18
	地-11		・ダム水没予定地域の住民の心情に配慮し、地元還元等の措置が必要。(442)	・ -	
	地-12		・下流域の安全な暮らしを守るためには、多少の犠牲もやむを得ず、ダム問題については前向きな対応が必要。(446)	・ -	
	地-13		・出水時におけるダムの洪水調節効果について、ダムがなかった場合と比較しての住民への情報提供を行うことが必要。(508)	・ダムがなかった場合と比較しての情報などをわかりやすく提供すべき。(508)	
	地-14		・建設中の榎谷ダムや足羽川ダムについて、湧水時や災害時における効果が強調されているが、それ以外のダムの効果も紹介する必要がある。(717)	・ダムによる流量の安定なども住民に紹介するべき。(717)	
	地-15		・20、30年先を考えると、利水、環境保全に住民活動が重要な役割を果たすので、住民の川とのかかわり意識を高める必要がある。(728)	・ -	
	地-16		・洪水、災害への対応は住民が重要であり、住民の対処意識を高める必要がある。(510)	・NPO団体に対し、委員会で示されたような情報の提供を行うべき。(510)	地-16,17,19,34
	地-17		・洪水、災害への対応は住民が重要であり、住民の対処意識を高める必要がある。(511)	・NPO団体に対する支援を強めるべき。(511)	地-16,17,19,34
	地-18		・（河川管理者が足羽川ダム代替案を説明した際、委員から質問されて始めて代替案を選択する旨述べた点について）(434)	・住民への誠意ある説明態度が必要。(434)	地-10,18
	地-19		・住民参画の方法やネットワークの方法が課題。(428,429,430)	・地道な実践活動を通じて、住民の意見を聴く場づくりをするべき。(428,429,430)	地-16,17,19,34
	地-20		・水の過不足についてはスケール毎（地球、全国、流域）にそれぞれ偏りがある。(714)	・地元の河川の事情をよく知る人たちと議論すべき。(714)	
	地-21		・洪水被害の軽減に向けた地域レベルでの取り組みに対し、行政からの補助金・優遇措置等も検討することが必要。(820)	・ -	
流域委員会での 検討のスタンス		地-22	・委員会の意見が整備計画にどの程度織り込まれているか、吟味する必要がある。(618)	・意見聴取は原案に委員会の意見を反映した後とすべき。(618)	
		地-23	・委員は住民意見聴取のなかで原案を推進していく役回りにあると思う。(617)	・委員会の意見を反映した原案を住民に見てもらおうべき。(617)	
		地-24	・議題によっては委員も意見を言うことにより、意見聴取が活性化する。(525)	・委員もオブザーバーとして集会に参加すべき。(525)	
		地-25	・（委員の意見を集約）(533)	・集会に委員はオブザーバーとして参加。頻度、場所による制約もあり得るが、河川管理者に同行する場面を用意する。(533)	
		地-26	・河川管理者がつくる原案と、一般の方の意識との間を埋める作業として流域委員会があるのではないかと。(620)	・委員会の役割として、意見聴取に向けて論点を絞ることに留意すべき。(620)	
		地-27	・ -	・意見聴取は「聴くだけ」の場としないで計画に反映するべき。(622)	
		地-28	・河川法の精神を汲み取れば、意見聴取は「聴くだけ」の場ではない。(623)	・住民から委員会と異なる視点がでた場合は、委員会に差し戻すこともあり得る。(623)	
		地-29	・（委員の意見を集約）(532)	・ひとつの方法だけでなく、色々の手法の組み合わせというスタンスをとるべき。(532)	
		地-30	・自由参加という気軽に参加できるが出席名簿をつくととなると躊躇してしまう。(625)	・集会は自由参加とし、テレビ等で意見聴取の集会を告知するとよい。(625)	
		地-31	・他河川での事例を見ると非常に参加者は多い。また事例から見て、精粗が出てくることはやむを得ない。(626)	・集会は河川管理者が決めた人を呼ぶのではなく自由参加とすべき。(626)	
		地-32	・日野川水系は広く、足羽川水系は大きな問題を抱えており、意見聴取の集会が1回で済まない場合も考えられる。(628)	・集会の回数は地域の状況に合わせて対応すべき。(628)	
		地-33	・委員会で河川管理者の説明を聞き、現状や課題について驚く点、初めて知り得た点が多かった。(431)	・住民への意見聴取は委員会での論点等やデータ等も含め、十分な情報提供の上で行うべき。(431)	
		地-34	・流域委員会で説明されるような内容については、地域住民にも積極的に情報提供していく必要がある。(522)	・委員会での議論の要点やデータを、色々な媒体にオープンに提示して地域住民に提供すべき。(522)	
		地-35	・NPO団体が熱心に活動を展開しており、今後防災の啓蒙などで関係を深める必要がある。(627)	・住民だけでなくNPO団体との意見交換の場を持つべき。(627)	地-16,17,19,34
		地-36	・住民に河川整備への関心を深めてもらう必要がある。(521)	・NPO団体等とも連携して住民意見聴取を行うべき(521)	
		地-37	・原案をつくる過程で住民の意見を聞く必要がある。(624)	・HPなど集会以外の方法を工夫して意見を聴いておくべき。(624)	
		地-38	・下流部での拡幅などの治水対策との関係があるにも関わらず、福井市民は足羽川およびダムの問題について関心や知識が不足している。(531)	・足羽川とダムについて福井市民が真剣に考える場をつくるべき。(531)	
		流域委員会での 検討のスタンス		流-1	・福井県にもダムのない川がひとつくらいあってもいいという観点での整備目標の検討が必要。(460)
流-2	・議論の基礎となる数値等の妥当性の検証が必要。(204)			・ -	
流-3	・（委員の意見を集約して）(207)			・河川整備計画の骨子については、流域委員会として九頭竜川水系の現状、及びあり方を踏まえたうえで提出すべき。(207)	
流-4	・（委員の意見を集約して）(629)			・河川管理者は流域委員会の意見を集約したものを尊重して整備計画の原案を作成すべき。(629)	
流-5	・委員会を、それぞれ自分たちが当面問題にしていることの苦情の場とせず、全体のフレームとして九頭竜川の将来をどうしていくかを確認する必要がある。(206)			・九頭竜川の整備目標については広くバランスよく審議していくべき。(個別の案件のみに偏らない)。(206)	
流-6	・国と地方自治体の管理区間については、別の河川のごとく扱う傾向もあるが、川は一体のものとして考えていく必要がある。(606)			・ -	
流-7	・ -			・国・県の管理に関わらず、流域全体で計画を考えるべき。(201)	
流-8	・ -			・流域委員会は、ダムの選択も含めた治水の基本的な対策を20-30年間のスパンで検討する場であるべき。(817)	
流-9	・ -			・足羽川ダムについてはすでにダム審議会の答申もあるが、流域委員会のコンセプトは広く地域の有識者に意見を聞くという点にあるので、さらに意見交換していくべき。(825)	
流-10	・ -			・省庁の連携に係わる意見内容について、整備計画のなかでどこまで踏み込むかは流域委員会として重要な視点である。(807)	
流-11	・河川のNPO活動では農林水産関係など他分野との連携を強めようとしており、整備計画の策定についても、縦割り行政の弊害がないように進めるべき。(819)			・ -	